

住所を変更するときは転出届または
転居届をしてください。
ただし、住所の異動届については、平
日の業務時間内でのしか取扱いできま
せん。

住所を定めた年月日

昭平令

記入の必要はありません

夫

持参人

届出人・使者

確認

通知

マ・免・パ
()

妻

持参人

届出人・使者

確認

通知

マ・免・パ
()

不受理申出

☐ 確認済

☐ 確認不要

連絡先
(日中連絡が取れる番号)

(夫・妻)

携帯・勤務先・自宅

() -

午前

時

分

受付

午後

離婚届

令和 年 月 日 届出

大阪府寝屋川市長 殿

(フリガナ)

氏 名

夫 おお さか た ろう

妻 おお さか はな こ

大 阪 太 郎

大 阪 花 子

生 年 月 日

平成 元 年 3 月 1 日

平成 2 年 6 月 3 日

住 所

大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号

大阪府大阪市中央区谷町1丁目 230番地

大阪 太郎

大阪 花子

本 籍

東京都千代田区平河町一丁目14番地

(外国人のときは)
(国籍だけを書いてください)

筆頭者の氏名

大 阪 太 郎

父母及び養父母の氏名

夫の父 乙川 鉄男

続き柄 長 男

妻の父 甲野 義一

続き柄 二 女

母 桜野 梅子

養父 大阪 一郎

続き柄 養 子

養母 幸子

続き柄 養 女

右記の養父母以外にも
養父母がいる場合には、
その他の欄に書いてください

離婚の種別

☒ 協議離婚

☐ 調停

☐ 審判

☐ 和解

☐ 請求の認諾

☐ 判決

年 月 日 成立

年 月 日 認諾

年 月 日 確定

年 月 日 確定

婚姻前の氏にも
もどる者の本籍

☐ 夫

☒ もとの戸籍にもどる

☒ 妻

☐ 新しい戸籍をつくる

大阪府大阪市中央区大阪城 1 番地

筆頭者の氏名

こうのよしかず
甲野 義一

未成年の子の氏

父母双方が親権を行う子

父(夫)が親権を行う子

大阪 義太郎

母(妻)が親権を行う子

大阪 春子

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが図のようにしるしをつけてください。

夫

☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

妻

☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の方を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号

消せるボールペンで書かないでください。

(6)

(7)

(8)

同居の期間

平成28年 5 月 から

令和 8 年 2 月 まで

(9)

(10)

別居する前の住

大阪市寝屋川市本町 1 番地 1 号

別居する前の世帯のおもな仕事と

☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
☐ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
☒ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
☐ 6.仕事をしている者のいない世帯
(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫 妻 の 職 業

夫の職業

妻の職業

その他

届出人署名
(※押印は任意)

夫 大阪 太郎 妻 大阪 花子 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です) ○成人の方が2名

署 名
(※押印は任意)

生 年 月 日

住 所

本 籍

乙川 一 雄 印

昭和 38年 3 月 5 日

大阪市中心区赤川 1丁目 2番 1号

大阪市中心区大宮 1丁目 102 番地の1

丙野 和子 印

昭和 40年 6 月 10日

大阪市中心区天満 1丁目 16番 1号

大阪市中心区日本橋 1丁目 129 番

☐には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」を提出する必要があります。）

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

親権者を定めるだけでは子供の戸籍は変わりません（家庭裁判所の許可と入籍届が必要です。）

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。